

国から地方への登記に関する
事務・権限の見直しの議論について

私達、土地家屋調査士は
国民の財産を守る登記は
国の機関が自ら担うべき
事務と考えています。

取引の安全・
安心生活



国土・領土の
適正管理



国民の財産
の保護



より慎重な議論・検証が必要です!

日本土地家屋調査士会連合会



登記の事務・権限等の見直し論議についての意見

本年6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、新しい時代に相応しい「国のかたち」が示され、「住民に身近な行政は、地域住民が、自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」を推進するとされ、この改革の理念の根底をなす、「依存と分配」の仕組みから「自立と創造」の仕組みに転換を図るとされている点については、日本土地家屋調査士会連合会も、その趣旨を十分に理解するものである。しかしながら、この議論において、法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）を「国の出先機関」と位置付けた上で、法務局等の行っている「登記」等の事務までもが、見直しの対象とされている。

当連合会は、法務局等は、国の機関である「登記官」が、独立して事務を行っている国の機関そのものであり、そこで行っている事務は、同大綱にいう「地方と国における依存と分配の構造」にあてはまるものではないと考える。法務局等の行う事務が、中立・公正性の高い行政効果を生むことができる仕組でなければ機能しないこと、同時に、登記手続の信頼の上に国民生活の安心と安全が築かれていることを再確認すべきであると考えます。

わが国は、災害大国でもあり、有事の際の危機管理を考慮した事務処理体制や、登記事務の特性を確保するためのセキュリティ面、あるいは、高度な情報・電子化社会への対応の視点に立てば、登記事務は、国が自ら主体的に行うべき事務であることは、誰もが、認めるところである。

また、当連合会は、同大綱に示す「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等」のうち、事務権限の特性に関して考察すれば、登記事件の処理にあたっては、膨大な数の法律とあらゆる分野に関する諸法令の立法、改正、廃止等が関係するところから、当該事務に携わる者につき、継続的かつ高度な研修が不可欠であることから、登記事務の専門職の研修・教育は、国が一元的・体系的に、間断なく実施することがもっとも効率的で、合理的であると考えます。

登記事務は、明治以来、国が一元的に行ってきた事務であり、一部の地方自治体への移譲は、新たな二重行政を生み出すことを意味する。すでに、二重行政の弊害については、多くの問題点が指摘されているところであり、上記に例示した視点等を踏まえ、当連合会は、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会とともに、「法務局等の行う事務・権限等が地方に移管されること」については、強く反対の意を表明する。

土地建物の調査・測量・登記申請手続及び審査請求の手続並びに筆界特定制度等において、土地家屋調査士は、単に依頼者の一方的な求めに応じるのではなく、当該登記手続の法的な適格性や登記制度の求める厳格な手続き・判断の必要性についても、依頼者及び多くの関係者に説明するなど、登記手続の円滑化に資するよう努めてきたと自負している。真に、登記事務が、有効に機能するため、国は資格者代理人制度を制定しているものであり、当連合会においては、資格者としての継続的な研修を実施するなど、会員の業務改善や品位の向上に努めているところである。

最後に、昭和46年当時に全国で1769か所に設けられていた登記所が、平成22年現在では、456か所にまで縮減され、法務局が、行政の効率化及び公務員数の縮減に取り組んでいることは素直に評価すべきであると考えます。

平成22年11月